平成３０年（フ）第７１号
埼玉県行田市大字若小玉2671番地５　ファミールメゾンＣ101
破産者　福田　清志
１　決定年月日　平成30年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第２３号
北九州市小倉北区神岳１丁目１番19―414号
破産者　福田　　修
１　決定年月日　平成30年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６００号
神奈川県秦野市鶴巻北１丁目19番19号　メゾングロリア203号、住民票上の住所東京都多摩市桜ヶ丘３丁目19番地の１
破産者　吉田真樹人
１　決定年月日　平成30年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第３号
佐賀県武雄市武雄町大字昭和43番地22　ファミールコートＢ202号
破産者　白木　泰貴
１　決定年月日　平成30年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第３４９号
熊本市東区長嶺東８丁目13番45号、開始決定時の住所熊本市東区長嶺東８丁目13番47号
破産者　関戸　一也
１　決定年月日　平成30年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３５０号
熊本市東区長嶺東８丁目13番45号、開始決定時の住所熊本市東区長嶺東８丁目13番47号
破産者　関戸　富美
１　決定年月日　平成30年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１２７６号
札幌市清田区里塚１条１丁目11番11号
破産者　小川　浩幸
１　決定年月日　平成30年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３７号
岩手県宮古市八木沢１丁目３番20号、旧住所秋田市外旭川字在家14番地10
破産者　山口　　穣
１　決定年月日　平成30年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２９年（フ）第９７７号
仙台市太白区人来田１丁目５番20号
破産者　猪股　博晃
１　決定年月日　平成30年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第４号
秋田県大館市早口字弥五郎沢１番地５市営早口住宅Ｃ－３号
破産者　木村　泰基
１　決定年月日　平成30年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成３０年（フ）第６号
秋田県能代市二ツ井町字上野25番地１
破産者　簾内　善行
１　決定年月日　平成30年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２９年（フ）第５６号
長野県長野市大字高田33番地伝田ハイツ206号
破産者　新井八重子
１　決定年月日　平成30年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０４７号
名古屋市瑞穂区駒場町６丁目18番地の４
破産者　川北　邦博
１　決定年月日　平成30年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８２８号
愛知県春日井市篠木町７丁目41番地４、従前の住所岐阜県土岐市泉町久尻1383番地の２
破産者　たつみ米穀店こと　加藤　達之
１　決定年月日　平成30年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１２７号
愛知県春日井市西本町３丁目249番地
破産者　伊藤　国佐
１　決定年月日　平成30年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３９９５号
大阪府吹田市五月が丘西３番24―203号
破産者　川村　乃司
１　決定年月日　平成30年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６８０号
大阪府大東市南津の辺町８番11号
破産者　曽根　雅史
１　決定年月日　平成30年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７５３号
大阪府枚方市三栗２丁目10番12―901号
破産者　矢野　末治
１　決定年月日　平成30年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５７号
大阪府四條畷市岡山４丁目７番16号　メゾンコリーナ102
破産者　岩﨑電工こと　岩﨑　七郎
１　決定年月日　平成30年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部